

**洋上風力発電に係る新産業創出の可能性調査・検討業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 委託業務の名称 洋上風力発電に係る新産業創出の可能性調査・検討業務委託

2 委託業務の目的

日本全体でカーボンニュートラルを進める中、国では、洋上風力発電は大量導入やコスト低減が可能であるとともに、経済波及効果が大きいことから、再生可能エネルギー主力電源化の切り札として推進していくことが必要であるとしている。洋上風力発電の導入においては再エネ海域利用法に基づき手続きが定められており、一般海域を長期間にわたって占用することから、地域において導入のメリットやデメリットを正しく理解することが求められている。

県においては、「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針に基づき、洋上風力発電に関心のある地域に対して必要な情報の収集・提供などを進めるとしており、この一環として、県内における産業創出の可能性や経済波及効果などの情報を収集することを目的として本業務を実施する。

3 委託業務の概要

(1) 委託期間

契約日から令和7年3月14日（金）まで

(2) 委託業務の内容

別添「仕様書」のとおり

4 契約上限額 6, 196, 300円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

(ア) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(イ) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

(ア) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

(イ) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

(ウ) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「洋上風力発電に係る新産業創出の可能性調査・検討業務委託 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のう

え、最優秀提案を選定する。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

(ア) 提出書類

- ① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
- ② 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

(イ) 提出期限 令和6年5月13日（月）まで

(ウ) 提出先 三重県雇用経済部新産業振興課

(エ) 提出方法 持参又は郵便

(オ) 結果通知 令和6年5月14日（火）17:00までに電子メールで通知する。

(2) 企画提案書等の提出

(ア) 提出書類及び部数

- ① 企画提案書 9部
- ② 見積書 9部
- ③ 提案事業者の概要書 9部
- ④ 参考資料 9部

(イ) 提出期間

参加資格確認結果の通知から令和6年5月20日（月）17:00まで

(ウ) 提出先 三重県雇用経済部新産業振興課

(エ) 提出方法 持参又は郵便

(3) 選定のための評価基準

(ア) 企画性・独自性

- ・ 事業者の特性を生かした独自性が認められるか。
- ・ 洋上風力発電の特性を熟知しており、業務の実施に対する独自の工夫が認められるか。

(イ) 的確性

- ・ 仕様書、調査目的に合致した提案となっているか。
- ・ 三重県の自然条件や地域特性など、三重の現状を踏まえた的確なデータに基づく提案内容となっているか。

(ウ) 専門性

- ・ 最新の技術動向を踏まえて業務を実施する能力を有しているか。
- ・ 客観的データを収集し、分析・解析する能力を有しているか。

(エ) 業務遂行能力

- ・ 実施手法や連絡体制、スケジュール等は的確で合理的かつ具体性があるか。
- ・ 本業務に類似する業務実績があるか。

(オ) 経済合理性

- ・ 提案内容及び事業予算額は、費用対効果の観点から効率的であるか。
見積額及び積算内訳・根拠は適当か。

(4) 第1次審査（書面審査）の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行う。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

(5) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に速やかに通知する。

(ア) 実施日時 令和6年5月27日午前（予定）

(イ) 実施場所 三重県津市栄町1丁目891番地 勤労者福祉会館 第3教室

7 質疑応答

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、下記のとおりとする。

(1) 質問の受付期間 令和6年5月9日（木）12:00まで

(2) 質問の方法 ファックスまたは電子メールのいずれかの方法で提出すること。

(3) 質問に対する回答

質問内容に対する回答は、令和6年5月10日（金）までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認すること。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）

（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し

(3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

※（1）、（2）にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書（別添）を提出（FAX又はメール可）してください。

9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県雇用経済部新産業振興課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

12 見積及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 発注所属に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 その他

- (1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (3) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- (4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により罰則があるので留意すること。

16 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県 雇用経済部 新産業振興課 中北、大隅

TEL : 059 (224) 2316

FAX : 059 (224) 2078

E-mail : shinsang@pref.mie.lg.jp